

## 電気学会倫理問題発生時の声明発表に関する手引き

### 前提

・「会員の不正行為の調査・審理に関する規程」に基づいた審理委員会の審理結果が理事会により措置が決定されたあとの処理

第27条 会長は、審理、再審理の結果を適切な形で公開する。  
の手引きについて定めるものである。

### (目的)

1. 「会員の不正行為の調査・審理に関する規程」に基づき審理あるいは再審理の結果公開に関する声明発表について定めるものである。

### (声明名)

2. 「会員の不正行為の調査・審理に関する規程」に基づき行われた審理あるいは再審理の結果を会長名で発表する。

### (発表場所)

3. 審理あるいは再審理結果を倫理委員会が声明文としてまとめる。総務会議と倫理委員会がウェブサイトで公開する。

会長判断により、記者会見が必要とされた場合には、ウェブサイト公開と併せて、新聞投げ込み、あるいは記者会見を行う。

### (改定)

4. 本手引きの改訂は倫理委員会の提案に基づき理事会の決議により行う。

### (付則)

1. 本手引きは平成 22 年 6 月 10 日、総務会議において承認、制定する。

2. 本手引きは平成 22 年 7 月 28 日、理事会における規程の承認をもって施行する。